



県 章

# 滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)  
3 月 13 日  
号 外 ( 6 )  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年3月13日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 滋賀県監査委員 | 西 | 村 | 久 | 子 |
| 〃       | 平 | 居 | 新 | 司 |
| 〃       | 山 | 田 |   | 実 |
| 〃       | 谷 | 口 | 日 | 出 |
|         |   |   | 夫 |   |

#### 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務の執行及び経営管理について
- 2 監査実施期間 平成25年8月6日から平成26年3月5日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成26年3月20日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

#### (1) 維持管理指針の整備について(企業庁浄水課)

##### ア 監査の結果

企業庁の危機管理マニュアルにおける「施設の管理」では、設備毎に取扱いマニュアルとして「維持管理指針」を整備することが規定されているが、炭酸ガス注入設備について「維持管理指針」が整備されていなかった。

同設備は、平成16年3月に水口浄水場、平成19年3月に吉川浄水場、平成24年12月に馬淵浄水場に設置され、すべての浄水場に炭酸ガス注入設備が設置された後すみやかに、危害予防規定・各種点検表を修正集約し、企業庁として維持管理を統一するための「炭酸ガス注入設備維持管理指針」を整備すべきであった。

##### イ 改善措置等の内容

炭酸ガス注入設備は、個別に高圧ガス取締法に基づく危害予防規定を策定し、日常点検、定期点検を実施していましたが、今般、3浄水場に整備したことから、平成24年度に整備した馬淵浄水場の1年間の運用実績を踏まえて、各浄水場の危害予防規定および点検表を修正集約し、平成26年1月に企業庁の「炭酸ガス注入設備維持管理指針」として制定し、この指針に基づき、適正に運用管理しています。

#### (2) 営業費用(総係費)の按分について(企業庁総務課)

##### ア 監査の結果

工業用水道事業と水道用水供給事業の運営は企業庁全体で行っているため、部門や人員などでの基準で、一律に事業を切り分けることが困難である。そのため、営業費用(総係費)については、業務量による調整後の供給水量を按分比率として各事業に按分している。

按分比率の算定にあたっては、事務量を勘案した任意の調整を行っているが、これに係る根拠資料がない。按分比率によって、水道料金算定原価にも影響を及ぼすことから、客観的な按分基準を使用して経費の按分を行うなど、その実効性を担保するための方策を検討すべきである。

## イ 改善措置等の内容

営業費用（総係費）の按分に当たっては、より客観的なデータに基づいた按分基準を使用することとし、料金徴収の対象となる有収水量の比率を基本に行う方向で、平成28年度に予定している水道用水供給事業の料金改定の作業と併せて検討しています。

## (3) 企業債の早期償還について（企業庁総務課）

## ア 監査の結果

企業庁が発行している償還期限前の企業債については、契約書の特約条項に繰上償還の定めがある。それによれば、償還にあたっては、償還時点の国債の利率を勘案して未償還残高に係る利息の支払いが必要となるものの、繰上償還が不可能となるような制限は付されていない。

財務省国債金利情報では現在の長期国債利率はおよそ1.5%程度であるが、発行している企業債の利率は5%を上回っているものも存在する状況である。金利削減の観点から、資金余剰により繰上償還が可能なものについては、繰上償還を行うべきである。特に、彦根工業用水道事業の未償還残高126,294千円については、全額減債積立金の積立が終了しており、資金的には期限前償還をすることについては全く問題がない。速やかに償還すべきである。

## イ 改善措置等の内容

企業債の繰上償還については、従来から国の公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、条件を満たすものについては補償金免除の繰上償還を行い、財政の健全化を図ってきたところだ。

しかし、この制度によらず任意繰上償還を行う場合は、繰上償還資金と併せて補償金が必要となることから、減債積立金の積立状況や償還した場合の損益状況などを検討しました結果、既に全額減債積立金の積立が完了している彦根工業用水道事業について、平成27年3月に繰上償還をすることとしました。

## (4) 料金算定について

## (i) 総括原価に含まれている利益の見積りについて（企業庁総務課）

## ア 監査の結果

将来発生予定の管路更新や修繕等の積立として、総括原価に一定の利益を含めて算出している。しかし、含まれている利益については、その算定方法に明確な基準がなく、将来の更新等の見通しにより、一定の利益を確保しているという状況である。

今後は、明確な修繕計画、更新計画の作成、ひいてはアセットマネジメントを実施することにより、適切な積立額の見積りのもと、料金原価を算定していくべきである。

## イ 改善措置等の内容

水道施設の将来の更新投資資金として内部留保される利益である「資産維持費」は、公益社団法人日本水道協会策定の「水道料金算定要領」では対象資産の3%という基準が示されていることから、企業庁では、自己資本の充実を図るため、3%の範囲内で必要な資産維持費を計上してきたところだ。

現在、財政収支計画を踏まえた長期施設整備計画であるアセットマネジメント計画を策定しており、今後、健全経営を維持するために保つべき経営指標水準を明らかにして、適切な資産維持費の見積りのもと、料金原価を算定してまいります。

## (5) 貯蔵品（薬品）の管理について（企業庁浄水課）

## ア 監査の結果

浄水場で水質検査に使用する薬品類（毒物・劇物含む）については、一部薬品については受払管理が行き届いていない点が見られた。

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規制を受け、さらには厚生労働省からも毒劇物盗難等防止マニュアルが提示されるなど、保管管理の徹底が求められている。

水質試験用薬品の管理保安体制を定めた水質試験用薬品管理要領に定めのない薬品類についても、棚卸残高の報告義務はないものの、その特殊性などに鑑みて受払及び残高の管理を行うべきと考える。

現在廃棄処理を2～3年ごとに行っているとのことであった。しかし、10年以上使用されていない薬品も保管されたままになっていたことから、すべての薬品類について廃棄処理の検討が網羅的になされていない状況である。有効期限の情報等を含めた棚卸記録を残したうえで、期限切れのものや水質試験方法の変更などで使用が見込めなくなったものについては、適時に廃棄処分すべきである。

## イ 改善措置等の内容

毒物及び劇物取締法の規制を受ける薬品については、滋賀県企業庁水質試験用薬品管理要領に必要事項を定め管理を行っていましたが、毒物および劇物以外の一般的な薬品については、毒物及び劇物取締法等の適用を受けないことから受託管理を行っていませんでした。

しかしながら、平成27年度に取得を目指しております日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）では水質検査用試薬の適正な管理を求めていること、また、水道の特殊性などに鑑みて、平成26年3月に水質試験用薬品管理要領を改正し、毒物および劇物以外の一般的な薬品についても、受託管理を行うこととしました。

また、有効期限切れの薬品および旧検査法で使用していた不用な薬品は、平成26年3月末までに処分を行い、現在、適正に薬品管理を行っています。

## (6) 不用品（資材）の処分について（企業庁総務課）

## ア 監査の結果

吉川浄水場敷地内に過年度の浄水場内工事で発生した水道管等の資材の端材が屋外放置されたままになっていた。

使用見込みのない廃材については、適正な資産管理の観点から早期に処分すべきである。

## イ 改善措置等の内容

吉川浄水場敷地内に屋外放置してありました水道管等の端材は、くず鉄として売却可能なものは平成26年1月に売却し、コンクリート管等の廃棄物は平成26年7月までに順次処分いたしました。

なお、過去には工事残材を一時集積していたこともありましたが、現在は工事で発生した不要な残材は工事毎にスクラップ控除等の処理を行っております。

## (7) 固定資産の実査について（企業庁総務課）

## ア 監査の結果

滋賀県公営企業会計規程第87条によれば、「（実地照合）総務課長は、固定資産について少なくとも毎事業年度1回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とされている。

固定資産実査を行うことが規程上定められているにも関わらず、実施されていない。固定資産実査は資産管理を行う上で重要な手続である。実施可能な機械装置や構築物、工具器具備品については、規程に沿った実地照合を行うべきである。

## イ 改善措置等の内容

平成26年度において、確認が困難な管路等を除き、構築物、機械装置および工具器具備品について固定資産の実地照合を行いました。今後とも公営企業会計規程に沿って確実に実地照合を行うために、より効果的かつ効率的な実施方法を検討し、適正な資産管理に努めてまいります。

## (8) 浄化センター内の未着工用地について（下水道課）

## ア 監査の結果

平成18年度当時の状況と比べ、未着工用地の利用状況に改善は見られない。各浄化センターは、当初建設時の計画処理水量に見合う処理場用地を確保しているが、流入水量の減少などにより、直近の計画処理水量は当時と比べ大幅に減少しているため、現状の処理場用地は明らかに過大となっている。資産の有効利用の観点から、活用に向けた具体的な検討を進められたい。

## イ 改善措置等の内容

未着工用地については、今後訪れる施設の増設・改築に利用する用地として必要なものと考え、当面利用しない用地の有効利用を図る観点から、暫定的な利用として公園利用等を行っています。

ゲートボール場として暫定利用していた用地においては、新たな水処理施設の増設工事に着手するため、平成26年11月に施設撤去等を行っております。

また、県が進める再生可能エネルギーの推進と地域経済の活性化を目的として、未着工用地（約10ha）を活用してメガソーラー発電を実施することとし、平成26年7月18日、京セラ株式会社を中心とする5社の連合体と協定を締結し、連合体において、平成27年11月の発電開始に向け工事を進めております。

今後も、暫定的な施設利用の範囲で、有効利用を進めてまいります。

## (9) 早期のストックマネジメント導入について（下水道課）

## ア 監査の結果

膨大な施設・整備類を保有する下水道事業を計画的かつ効果的に実施していくためには、ストックマネジメントの導入は欠かせないものであり、導入スケジュールを定め、早急に進めていく必要がある。また、ストックマネジメントに基づいた秩序ある資本費平準化債の発行に努めるべきである。

## イ 改善措置等の内容

下水道事業においても、ストックマネジメントの重要性に鑑み、平成18年～19年度に湖南中部処理区における施設の調査を実施し、平成21年度には重要な施設のデータベースを基に、4処理区を対象とした中長期再構築計画を記載したストックマネジメントガイドラインを取りまとめております。

このガイドラインは主要な施設のみを反映したものであり、細やかな設備や施設の修繕、改築、更新に関する情報が反映されていないため、より緻密な最新のデータとなるよう、平成27年度より調査を進めてまいります。

また、作業においては、他府県の取り組み等も参考にしながら、事業の計画的な執行を目指し、引き続き検討を進めてまいります。

## (10) 再委託の承認手続き漏れについて（下水道課）

## ア 監査の結果

維持管理業務の契約は業務が多岐にわたり再委託も多いため、再委託の承諾状況を確認したところ、書面による再委託の承諾がなされていなかった。

契約書には「再委託に際しては事前に甲（滋賀県）の書面による承諾を得て、本業務の一部を再委託することができる」とされている。

担当者によれば、事前に書面で再委託予定の一覧は入手しており、再委託の状況については確認し口頭で承認しているとのことである。

業務の発注者として適切に全体を管理する必要があり、再委託の状況を把握し、適切な承認手続きを行うことは欠いてはならない事項である。今後留意されたい。

## イ 改善措置等の内容

再委託の書面による承諾については、事務手続きの簡素化を図るため、一定の金額以下の軽微なものは手続きを省略できることとしておりました。

今回の事業も一定金額以下の軽微な再委託については、書面による承諾を省略しているものですが、それが契約書上、明確でなかったことから、平成26年度の契約から、この内容を契約書に記載することとしております。

## (11) 物品の除却処理漏れについて（事業課）

## ア 監査の結果

重要物品について台帳より任意に10点を抽出し、現物を確認した結果、全て現物の存在を確認した。一方、その他の備品について、同様に現物を確認した結果、現物が存在しないものが1点あった。担当者によると、廃棄した際に、台帳から除却処理を行うことを失念した可能性が高いとのことであった。定期的の実査を行う等の現物管理を適切に行っていれば、このような処理漏れは発見できるはずであり、また廃棄時に除却処理が漏れないようなチェック体制を確立すべきである。

## イ 改善措置等の内容

物品（船外機・平成3年取得）の除却処理漏れにつきましては、当時の担当者に確認を行った上で、平成26年3月に除却処理を行いました。

今後の物品管理については、廃棄の手続等を含め、適切に実施してまいります。